

議案第91号

新居浜市児童養護施設設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

新居浜市児童養護施設設置及び管理条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市児童養護施設設置及び管理条例を廃止する条例

新居浜市児童養護施設設置及び管理条例（昭和39年条例第23号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正）

2 新居浜市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3の項支給する者の範囲の欄中「東新学園及び慈光園」を「慈光園」に改める。

提案理由

施設の老朽化に伴い、新居浜市立東新学園を廃止するため、本案を提出する。